

事と被仰候。是より御沙汰も候か、追付御暇被仰出、其秋御入國のよし。石井仁兵衛話

一、和朝樂部に三代の遺音ありと申す事

和朝樂部に三代の遺音あり。就中五常樂は大詔の遺聲ありと申事、以の外の偽説にて申立候程恥深く候。

一、八音備候をこそ、中華の樂部にて候はんずれ。胡樂器雜亂し、聊も雅樂に比類無之事勿論に御座候。

一、八音の古器備候ても、五音の角聲中土の調律にては、和國の歌詠和し不申候間、兩國の樂調比和成不申候。器物も胡樂器を用ひ調律懸隔にては、三代の遺音何に傳可申候哉。器と聲との外にて傳へ候と申事は、經外別傳の樂と可申候哉。

一、聲聲は八音の準的、書の拊石擊石明文、樂道不易の格言にて可有御座候。石聲定り和して金聲次之、其餘の六音各其所を得、和調の方律立可申候。金聲玉振の證文不及申候。本朝樂部石聲不用、伶家猶聲音を説候は無恥の甚しきと可申候。同上

一、三者本於心然後樂氣從之の説

樂記篇。三者本於心然後樂氣從之。

此樂氣從之ノ氣ノ字、十三經ノ禮記註疏本文氣ノ字ニテ、漢唐ノ儒家皆同然ニ相見候。

史記樂書モ、劉向說苑モ氣ノ字ニテ候。

宋寶慶吳郡衛湜正叔禮記ノ集說ニモ氣ノ字ニテ、宋ノ諸先生ノ數說皆氣ノ字ニテ候。

元至治東匯澤陳澹カ禮記集說、同大全等明儒ノ本文ニハ、三者本於心然後樂器從之。如此候。

本文上文ノ金石絳竹樂之器也。

此文に對し候はゞ、樂器從之必然の様に見え候得共、後の情深而文明、氣盛而化神、是等の文にては又樂氣從之にて有べき様に見え申候。

字彙の註に、器音氣とあつて氣音器と有之。然れば同音故に新親の如く文字誤候哉。

今樂記にては器の字を取可申候哉、氣の字に可心得候哉、集說・大全等に此違を些も論じ不申候。思召被仰聞可被下候。困學紀聞にも此章の説は載不申候。 竹田某拜

一、浦生秀行舊臣を語らふ事

浦生氏郷の嫡子藤三郎秀行、幼名は鶴千代と云。家老浦生四郎兵衛が所爲にて家中二つにわれ、大なる騒動に及び、仍之會津百二十萬石被召上、宇津宮へ十八萬石にて移らるゝに付、譜代の士共多くは會津に残り止て、景勝へ臣從しぬ。慶長五年東照宮景勝御征伐の時分、秀行より密に自筆の文を調へ申贈り候は、其方共何も元來當家譜代の士也。一旦上杉家へ屬すといへども、定て舊恩わするべからず。

此度我等領分は一の手先なるを以て、關東の先手たるべし。むかしの契りを存候はゞ、景勝が軍の裏切し味方へ志を屬すべし。本望を遂げば恩賞は望たるべしと有之候處、粟生美濃初は寺守右岡野左内・志賀與左衛門・布施次郎右衛門・外地甚五右衛門・小田切所左衛門此後後姓名變じ才御豆と稱し、賀州へ遷住も道仁とも云。

高力圖書・安田勘助・北川圖書等、何も秀行の直書を拜見し返狀を捧て云。思召の所誠以不淺忝儀に存候。乍然古より申傳候は、人の祿を食むものは、人の事に死すと候へば、舊主の恩不淺といへども、指當り上杉の祿を食みながら、裏切の事は難成奉存候。殊更景勝事此節天下を引受、危き事目前に見え申候時に臨で、二心を挾ん事士の恥辱に存候。

但明日にも一戦に及、秀行様御難儀に及ばれ候はゞ、何れも馬を扣へ進不申候て、是を以て御恩報しに可仕候はん。裏切の儀は御免可被遊と申ければ、秀行も義に迫り感涙に及ばれ候と也。

筑前中納言秀秋、關原にて裏切の儀、さすが心底に恥敷おもはれけん、東軍より御催促あるに至れども、いまだ先手の者共へは不被申渡候。しきりに御催促有之、其趣に候。か様の事は楯裏の謀叛とて、士の不仕事に候とて一向に不請合、其場より退去せしと也。

一、本庄政宗の由來

本庄越前守繁長は十三歳のとき、一族の鮎川など云し剛敵を討平、武勇智略世に稀なる大將なり。最上義光と繁長取合、出羽國千安表十五里原合戦の時、最上方の大將は、草岡虎之助・東禪寺右馬頭にて有けり。初合戦に本庄繁長打勝て、草岡虎之助を討取けるに依て最上方敗軍す。東禪寺右馬頭は首一つ提げ、越後勢へ打交り、越後黒川の者にて候。東禪寺右馬頭を討取候間、首を大將越前守殿へ實檢に